

令和2年6月宮崎県定例県議会

持続可能な地域づくり対策特別委員会会議録

令和2年6月22日

場 所 第5委員会室

令和2年6月22日（月曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

環境森林部、農政水産部、企業局

1. 地域経済循環を支える再生可能エネルギーについて

○協議事項

1. 県内調査について
2. 県外調査について
3. 次回委員会について
4. その他

| | |
|-------------------|------|
| 環境森林部次長 （技術担当） | 日高和孝 |
| 環境森林課長 | 横山直樹 |
| 自然環境課長 | 黒木逸郎 |
| 山村・木材振興課長 | 有山隆史 |

農政水産部

| | |
|-----------|------|
| 農業経営支援課長 | 東洋一郎 |
| 農村計画課長 | 小野正寛 |
| 畑かん営農推進室長 | 押川浩一 |
| 農村整備課長 | 酒匂芳洋 |
| 畜産振興課長 | 河野明彦 |

企業局

| | |
|------|------|
| 工務課長 | 新穂浩一 |
|------|------|

出席委員（11人）

| | | |
|-----|---|-------|
| 委員 | 長 | 満行潤一 |
| 副委員 | 長 | 佐藤雅洋 |
| 委員 | | 井本英雄 |
| 委員 | | 中野一則 |
| 委員 | | 濱砂守 |
| 委員 | | 山下博三 |
| 委員 | | 二見康之 |
| 委員 | | 武田浩一 |
| 委員 | | 田口雄二 |
| 委員 | | 重松幸次郎 |
| 委員 | | 有岡浩一 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

| | |
|-----------------|------|
| 環境森林部長 | 佐野詔藏 |
| 環境森林部次長 （総括） | 川口泰夫 |

事務局職員出席者

| | |
|-----------|------|
| 政策調査課主任主事 | 内田祥太 |
| 政策調査課主査 | 菊地潤一 |

○満行委員長 それでは、ただいまから持続可能な地域づくり対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）を御覧ください。本日は、環境森林部、農政水産部及び企業局から地域経済循環を支える再生可能エネルギーについて説明いただきます。その後、委員会の県内調査等について御協議いただきたいと思いますのですが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 では、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

本日は、環境森林部、農政水産部及び企業局においていただきました。

なお、執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表に代えさせていただきます。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部長の佐野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、地域経済循環を支える再生可能エネルギーについて、環境森林部、農政水産部、企業局から御説明をさせていただきます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております持続可能な地域づくり対策特別委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思っております。

まず、本県の再生可能エネルギー導入の指針であります宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画について御説明をした後に、再生可能エネルギーを活用した地域経済循環、地域活性化の取組を御紹介させていただきます。

詳細につきましては、それぞれの担当課が御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○横山環境森林課長 特別委員会資料の1ページをお開きください。「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」についてでございます。

エネルギーは、社会生活に欠くことができないものでございますが、これを豊かな森林や水資源など本県の恵まれた自然環境を利用した再

生可能エネルギーから得ることができるようになれば、地球温暖化対策に寄与することはもとより、地域外への資本の流出を抑制するとともに、雇用の創出など地域の活性化につながるほか、大規模災害時においてもエネルギーの確保ができるようになります。

こういった背景のもと、本県では、1の計画の概要にございますとおり、自然環境との調和や国の計画等との整合性を図りながら、再生可能エネルギーの導入を推進することを目的に、昨年6月、令和4年度までの4年間を計画期間といたします宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画を策定したところでございます。

この計画は、(4)にございます再生可能エネルギーによる持続的な社会の構築を基本目標といたしまして、地域に必要なエネルギーを再生可能エネルギーで作り出し、利用することができる社会、再生可能エネルギーにより地域振興が図られるとともに、自然環境との調和のとれた社会を目指しております。

また、(5)にございますとおり、3つの基本方針を定めております。

1つ目が、本県の恵まれた資源を生かした再生可能エネルギーの導入を浸透させ、事業者だけでなく、一般家庭や未利用スペースなども活用し、再生可能エネルギーの生産を行う創エネの定着、2つ目が、従来型の省エネの取組とともに、省エネ技術の向上を生かした省エネルギー型社会への転換を目指す省エネの定着、そして、将来にわたって創エネと省エネの定着への取組を進めていくための技術支援や人材育成などの体制を構築する、将来にわたり持続可能な社会を実現するための体制構築でございます。

これに基づきまして、(6)にございます3つの柱で分野別施策を進めていくこととしており

ます。

まず、アの再生可能エネルギー等の導入促進でございます。本県の優れたポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの導入促進を図りまして、エネルギー自給率の向上をはじめ、特色ある地域づくり、災害に強い地域づくりを目指すことなどを方向性としております。

次の省エネルギーの推進につきましては、省エネが温室効果ガスの排出抑制や電気料金の節約対策に効果的でありますことを周知し、取組を進めることなどを方向性としております。

また、ウの持続可能な社会づくりのための体制の構築につきましては、地域との共生を図るため、景観や自然環境に配慮した発電設備の導入を推進していくことなどを方向性としております。

次に、2の再生可能エネルギー導入量の推移についてでございます。上の表は、再生可能エネルギーを利用した発電について発電種別ごとの導入量の推移を示しております。

再生可能エネルギーにつきましては、平成24年に固定価格買取制度が開始されて以来、発電量は年々増加しており、特に一番上の太陽光は平成22年度7万5,000キロワットであったものが、平成30年度には100万キロワットを超えており、大きな伸びを示しております。

下の表は、熱利用の種別ごとの推移を示しております。単位は、それぞれのエネルギーを利用することでA重油換算でどれくらいの削減効果があったかということで、キロリットルとなります。こちらは、固定価格買取制度の対象ではなく、特に大きな伸びは見られないところでございます。

県といたしましては、今後とも再生可能エネルギーの導入促進に努め、地域経済循環に寄与

してまいりたいと考えているところでありますが、再生可能エネルギーの導入取組の例として、木質バイオマス発電、小水力発電と、太陽光発電のうちのソーラーシェアリングにつきまして、担当課から御説明をいたします。

○有山山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。資料の3ページをお開きください。木質バイオマス発電についてでございます。

(1)にありますように、県内の木質バイオマス発電施設につきましては、現在11施設が稼働しておりまして、そのうちFIT制度の認定を受けているものは、8施設となっております。本県の豊かな森林資源や充実した生産基盤を背景に、FIT制度の導入以降、発電施設が増加しておりますが、今後の稼働に向けて、既にFIT認定を受けているものも9施設ございます。

これら発電施設等に使われる木質バイオマスの利用量につきましては、(2)の表にありますとおり、平成27年の発電施設の本格稼働以降、大幅に増加してきておりまして、平成30年は50万6,000生トンとなっております。

また、発電施設における木質バイオマスの買取価格につきましては、現在、間伐等由来の未利用材が、生トン当たり7,000円程度、一般木材が4,000円程度で取引されておりまして、ほぼ安定した価格で推移しております。

木質バイオマスの現状認識といたしましては、(3)にありますように、発電施設の稼働によりまして、これまで山林内に放置されていた間伐材等が有価で販売されるようになり、木質資源の有効活用や雇用の創出、木材価格の下支えなど地域活性化につながっていると考えております。

一方で、今後、さらに発電施設が増加すると、発電事業者においては、木質バイオマスの安定

的な確保が課題になると懸念されております。

（４）の県の取組状況でございますが、新たな発電施設の計画に当たっては、事業者は、燃料となる木材の安定供給や、既存用途への影響が少ないこと等を県に事前説明することとされております。このため、県におきましては、素材生産事業者やチップ事業者の生産状況等を把握しながら、計画内容の妥当性等の確認を行っているところでございます。

また、木質バイオマスの活用に向けた支援といたしましては、国の事業を活用したチップ製造施設等の整備や林地残材等の収集運搬に必要な機械の支援を行うとともに、県の単独事業では、確実な再生林を条件といたしまして、運搬距離に応じた木質バイオマスの運搬支援を実施しております。

説明は以上であります。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。委員会資料の４ページをお開きください。畜産バイオマス発電についてであります。

県内の主な畜産バイオマス発電施設は、（１）鶏ふん焼却発電施設にありますとおり、本県では、都城市と川南町に民営の鶏ふん焼却施設が３基整備されており、農場から排出される鶏ふんの焼却を行うとともに、発生する処理熱は電力等のエネルギーとして、焼却灰は肥料として有効に活用されております。

施設の概要ですが、南国興産は１号基を平成13年に国内初の鶏ふん焼却発電施設として、２号基を平成23年度にそれぞれ整備しております。その鶏ふん処理能力は、２基で１日当たり600トン、年間20万トン进行处理し、発電出力は3,000キロワットとなり、電力エネルギーと蒸気熱は、場内化成工場において自家利用しております。

次に、みやざきバイオマスリサイクルは、平

成16年度に国内最大級の鶏ふん焼却発電施設として整備し、１基で１日当たり440トン、年間13万2,000トン进行处理し、FIT制度の認定を受け、発電出力1万1,350キロワットの電力エネルギーを売電しております。

（２）施設の稼働状況としましては、３基合わせた処理能力は、年間33万2,000トンで、ブロイラー鶏ふんを中心に、表のとおり、原料受入量は30万トンを超え、ほぼフル稼働している状況にあります。

（３）県の取組状況につきましては、３基の施設で県内で発生するブロイラー鶏ふんのほぼ全てを焼却することで、農家の処理負担の軽減や環境負荷低減に大きく貢献し、日本一のブロイラー県を支える要の施設となっております。

また、家畜排せつ物のさらなる高度利用に向け、本年度、県単独事業に取り組み、関係機関による協議会において、牛ふん等の燃焼技術の実証調査など実用化に向けた検討を進めてまいります。

説明は以上であります。

○新穂工務課長 企業局工務課でございます。それでは、５ページをお開きください。

２、小水力発電について、まず企業局における小水力発電の導入に向けた技術支援について御説明いたします。

（１）の概要であります。企業局におきましては、電気事業で培った経験やノウハウを生かした地域貢献の一環といたしまして、平成17年度から、市町村や土地改良区等が行う小水力発電導入に対しまして、可能性調査などの技術支援を行っております。

これまでの可能性調査の取組実績は、下の表のとおり平成17年度から令和元年度までで66地点で行っており、そのうち6地点で運転を開始

しております。

次に、(2)の可能性調査事例といたしまして、えびの市の田代陣の池地点について御説明いたします。

実施年度は平成24年度で、4つの項目について可能性調査を行っております。

1つ目の落差、流量測定につきましては、職員が現地で測定を行い、その結果を基に、有効落差を6.0メートル、最大使用水量を毎秒0.3立方メートルとしております。

右の写真は、田代陣の池地点とは異なる場所ではございますが、流量を測定するための様子でありまして、上側が水路周囲の寸法測定、下側が水路の流速測定の様子でございます。

2つ目の発電計画につきましては、有効落差や最大使用水量から、最大出力が10キロワット、発電電力量が年間約7万8,000キロワットアワーとしております。

3つ目の概算工事費につきましては、発電所の建設工事費として、水槽、水圧鉄管、電気設備等の工事費を標準工事費算定のガイドブックなどの資料を利用いたしまして、約5,200万円と算出しております。

4つ目の経済性評価につきましては、工事費、経費、売電収入等から事業の経済性を評価しております。補助金を活用した場合に、初期投資回収年は11年としたところであります。

なお、このえびの市の田代陣の池地点につきましては、次の農村整備課の取組事例として紹介されております。

最後に、(3)の小水力発電導入の課題についてであります。

水力発電は、安定電源として重要視されているところではございますが、小水力発電導入に当たっては、以下の課題がございます。

1つ目といたしまして、年間を通じて安定した流量が確保できる地点が少ないこと、2つ目といたしまして、候補地は交通アクセスの悪い山間部が多いため、建設コストが高くなること。3つ目といたしまして、送配電線に接続可能容量が少ないため、接続のための負担金が高額となることなどの課題があり、今後の取組につきましては、これらの課題を踏まえ、開発を進めていく必要がございます。

私からの説明は、以上であります。

○酒匂農村整備課長 農村整備課でございます。資料の6ページを御覧ください。農業水利施設を活用した小水力発電の取組について御説明いたします。

まず、(1)取組状況についてでございます。

農業水利施設を活用した小水力発電は、水路やダムなどの落差等を利用して発電を行っており、土地改良施設への電力の供給や売電収入による維持管理費の節減など農村の活性化に寄与することを目的としており、11施設が整備されております。

取組実績については、表のとおりとなっております。

なお、この11施設のうち5施設につきましては、先ほど企業局からの説明にもありましており、可能性調査の支援を受けているところであります。

次に、(2)具体的な取組の事例であります。1つ目は、小林市の浜ノ瀬ダム発電所でございます。国営かんがい排水事業で整備された施設で、発電出力は1,790キロワットとなっており、売電収入は土地改良施設の電気料などに充てられております。

2つ目は、えびの市の田代陣の池ホテル谷小水力発電所でございます。県単小水力発電等農

村地域導入支援事業により整備された施設で、発電出力が13.9キロワットの施設であり、売電収入は、農道や用水路の補修などの維持管理費や地域の交流活動の経費に充てられることになっております。

最後に取組の課題であります。発電施設の建設に伴います地元負担分の資金調達について合意が得られないこと、土地改良区などの管理体制の強化が厳しいことによる施設の維持管理への不安などがあります。このような課題がありますので、土地改良区や市町村などに対して、優良事例の情報提供等を行い、導入に向けた支援をしてまいりたいと考えております。

説明は、以上であります。

○小野農村計画課長 農村計画課でございます。資料の7ページを御覧ください。ソーラーシェアリングにつきまして御説明をいたします。

まず（1）の制度の概要です。ソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てまして、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光、ソーラーを農業生産と発電とで共有、シェアする取組であります。

この農地法上の手続ですが、平成25年に取扱いが明確化されまして、従来は転用できなかった農地であっても、営農の継続を前提として、支柱の基礎部分について一時転用を行うことで太陽光発電設備を設置することが可能となりました。

許可期限は原則3年以内ですが、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等は10年以内とすることができます。また、許可期間の満了後も、許可の更新が可能となっております。

ウの許可に当たっての確認事項にありますとおり、営農の適切な継続が確実であるか、周辺

の営農に支障を及ぼさないかなどを確認した上で許可をしております。

次に、（2）の本県における設置状況ですが、アの許可実績の表にありますとおり、平成25年度以降、平成30年度を除き、毎年許可をしております。許可件数は、昨年度末までに合計12件となっております。

許可面積は、太陽光発電設備の支柱部分のみの面積ですが、合計で323平方メートル、パネルの下の農地の面積は2万7,360平方メートルとなっております。

この主な栽培作物目といたしましては、センリョウやサカキ、ハランなどの花木類、ブルーベリーや日向夏などの果樹類が主体となっております。

最後に（3）の許可後の対応であります。農地法において義務づけられております年1回の報告に基づきまして、営農計画が履行されているか収量等の確認をいたします。

確認の中で、営農の適切な継続が確保されなくなった場合等には、必要な改善措置を講ずるよう事業者等に指導することとなっております。さらに、営農が行われない場合や発電事業が廃止される場合、または指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、発電設備を撤去するよう指導することとなっております。

説明は、以上であります。

○満行委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑ございましたら、御発言をお願いいたします。

○田口委員 畜産バイオマス発電について、今、年間で約30万トン、県内で発生するブロイラー鶏ふんの全てを焼却しているということで、これは大変すばらしいことなんですが、この施設ができるまではこの鶏ふんはどんなふうにな

ていたのでしょうか。

○河野畜産振興課長 鶏ふんにつきましては、この発電施設での焼却をする前は、それぞれの地域で堆肥化等の処理をしておりました。

○田口委員 そうしますと、この鶏ふんはバイオマス発電所に持ってきた場合は、これは持ってきた方が持込み料を払うんですか、それとも発電施設が買い取るんですか。

○河野畜産振興課長 この鶏ふんは燃料ということで、有価物になりますので発電施設のほうで買取りを行います。

○田口委員 買取り価格は幾らほどですか。

○河野畜産振興課長 会社によって、それぞれございますが、平均すると、1トン当たり1,000円程度と聞いております。

○田口委員 分かりました。1,000円ぐらいですね。

それから、堆肥にしていたものを焼却しているということですがけれども、焼却しても、焼却灰が当然出るわけですよね。その焼いた後の灰はどうされているんですか。

○河野畜産振興課長 焼いた後の焼却灰は、肥料の原料として販売されております。

○田口委員 それから、上の表の発電出力ですが、南国興産の1号基と2号基、ともに1日300トン进行处理して年間10万トンずつ焼いて、発電出力が1,500ワットと。それに比べて、みやざきバイオマスのほうは、1日440トン、年間で13万2千トン焼いているんですが、発電出力はレベルが全然違うんですよね。何でこんなに差が出るんですか。

○河野畜産振興課長 発電機的能力にもよりますが、みやざきバイオマスリサイクルの場合は売電を目的としておりますので、非常に効率よく焼却をされて、そして発電をするというので、

このような出力ということで聞いております。

○中野委員 今の、私も同じ質問をしたいとおっしゃったんですが、発電出力と、それから最大出力はどう違うんですかね。

○河野畜産振興課長 発電出力は、1時間当たり、ここの表に載っているとおりなんですけど、みやざきバイオマスリサイクルで申しますと、年間で7,400万キロワットアワーの売電をいたしておられます。

最大出力については、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、また後ほど確認をさせていただきます。

○新穂工務課長 5ページの田代陣の池ですね、こちらに私のほうで最大出力と書いておりますが、水力の場合には、有効落差、水量等で出力が変わってまいります。そのため、発電能力として、水力の場合は最大出力と言うようになっております。

恐らくですけども、バイオマスのほうでは、一定の出力で発電していきますので、通常発電出力が最大だというふうに捉えていいのではないかとこのように考えております。

○中野委員 最大出力と発電出力というのは、あまり変わらないわけですね。呼び方ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、田代陣の池について、5ページには最大出力10キロワット、6ページには発電出力13.9キロワットとなっておりますが、どう違うんですかね。

○新穂工務課長 一緒であります。申し訳ありません。

○中野委員 一緒というのは……

○新穂工務課長 企業局で記載しておりますのは、可能性調査のときに見込んだ最大出力でございます。その後、実施設計、詳細設計を行うに当たって、田代陣の池の地点では、水量が

もつととれるということで、最大出力が増えてございます。それで、可能性調査のときよりも、実際には出力が大きくなったということでありませぬ。

○中野委員 では、最大出力が3.9キロワット実際は増えたと、そんなふうに理解すればいいわけですね。

○新穂工務課長 そのとおりでございます。

○中野委員 そのことは分かりました。

しかし、さっき田口委員に説明がありました。が、このみやざきバイオマスと南国興産には余りにも差があり過ぎて、さっきの説明では、ちょっと理解しがたかった。まあ素人ですので、あまりよく分かりませんでした。何か簡単に分かる方法はないですか。

○河野畜産振興課長 南国興産とみやざきバイオマスリサイクルの発電力の違いということですけれども、南国興産は蒸気熱を出しまして、蒸気熱を利用して自社で使っているということがメインになります。電力については、自社利用しております。バイオマスリサイクルのほうは売電を目的としておりますので、発電をして、そしてそれを売却するというところでございますので、そのような電力、発電、出力ということになっております。

○中野委員 つまり、南国興産の場合は熱量のほうに回すので、この発電出力は落ちるということですか。

○河野畜産振興課長 落ちるというよりも、この発電出力で熱量と電気、両方を利用しているということでございます。また、そのような能力の発電機ということでございます。

○中野委員 これが最大発電出力、何て言うんですかね、モーターか何か、タービンか知りませんが、そういう発電の能力だというふうに理

解すればいいわけですね。

○河野畜産振興課長 はい、そのように理解していただければ結構です。

○中野委員 ということは、全部を熱ではなく発電に回せば、南国殖産でもみやざきバイオマスリサイクルと同じくらいの発電出力になるわけですね。

○河野畜産振興課長 もし全て発電し、売電するという事になれば、そのような発電出力は持っているということになります。熱エネルギーを使っていると、エネルギーに換算して使っているものですからこのような数字になっているということでございます。

○中野委員 まあそういう発電能力の発電所であったと、そういうわけですね。その発電能力はあるんだけども熱に回すから、この1,500キロワットで抑える発電ということではないわけですね。

どうも、この後の最大出力とか発電出力とか、何かこんがらがってしまってますね。分かりました。また、次、尋ねるまで分かりました。

○山下委員 今の南国興産の畜産バイオマス発電、これは蒸気をかなり作っているから、いわゆる鶏ふんの焼却に対しては発電が少ないというのは、私は分かります。そこをびしっと説明しないといかんですね。

5ページ、6ページの費用対効果について、6ページの浜ノ瀬ダムと田代陣の池は同じ小林・えびのですが、それぞれ費用対効果は1,790キロワットと13.9キロワットでどれぐらいになるのか。土地改良区関係の運営で、どれぐらいの効果が出ているのかを教えてください。

○押川畑かん営農推進室長 西諸にあります浜ノ瀬ダムにつきましては1,790キロワットで、計画売電で1億3,000万円程度の収入ということに

なっております。

○山下委員 費用は。

○押川畑かん営農推進室長 建設費につきましては、5億6,300万円でございます。

○酒匂農村整備課長 田代陣の池につきましては、建設費用が7,600万円程度となっております、売電費用につきましては270万円程度というふうになっております。

○山下委員 これもかんがい事業ですから、土地改良区は費用対効果を見ながら土地改良運営にプラスにならないといけないんですよ。だから、もうちょっと企業局とうまく連携をとって調査を可能にしたら——今、これは売電単価はいくらで計算しているの。

○酒匂農村整備課長 34円で計算しております。

○山下委員 この34円のFITは、期限はいつまで。

○酒匂農村整備課長 20年間ということになっております。（「いつまで」と呼ぶ者あり）設置から20年間ですね。

○山下委員 だから、その期限ですよ。34円というのは。九電が持っている小水力の売電というのは11円ぐらい——小水力との差というのは、かなりあると思うんですが。

○新穂工務課長 現在、企業局で総括原価で販売している電気料金は、1キロワットアワー当たりに換算しますと8.6円で売電しております。

○山下委員 8.6円ですね。分かりました。

今、小水力でFIT制で34円ということは、かなりの優位性があると思うんですよ。これはもうやり方なんです。公共事業として金を当たり前にバーッとかけていけば、かなりの建設費がかかろうと思うんですが、やっぱり安価なつくり方——私も小水力は、ずっと調べていましたから、設置可能な場所というのは、かなり

あるような気がするんですよ。ただ、あなた方は土地改良区関係だけで見ると、水利組合とかいろんな——特に西諸とか、私の都城だったら高崎とか、霧島山系の水量はものすごく豊富にあるわけですから、もうちょっと知恵を出してくれるとありがたいのになという思いが1点。それと小水力の34円という売電単価の期限ですよ、いつまでこの申請できるのかということ、ちょっと聞いていいですか。

○新穂工務課長 FIT制度につきましては、現在、制度改革が検討されておまして、令和3年度まで買取単価が決まっております。それ以降は、改めて制度が見直されて、100キロワット未満であれば、ある程度、存続はしていくという方向性は示されておりますけれども、正確にはまだ決まっていないというところでございます。

○山下委員 これは継続であろうとは思いますが、ただ売電単価ちょっと違ってくるだろうとは思いますが——ぜひ地域おこしのために、山村の豊富な水力、水量があるわけですから、そういった地域おこしのためにも、何か知恵を出していけるような取組を、ぜひ今一歩進んだ研究をしていただくとありがたいと思います。

○酒匂農村整備課長 やはり地域の活性化ということで、私どもも、少ない数ではございますけれども、企業局さんから技術的な支援をいただきながら、小水力を導入しておまして、土地改良区とか水利組合の運営の一助として頑張っていきたいなというふうに思っております。

○武田委員 小水力発電で串間の大東地区の市上水路の現状が分かれば、少しお伺いしたいんですが。

○新穂工務課長 一ノ瀬発電所の件でしょうか。

○武田委員 はい。

○新穂工務課長　こちらは、民間のほうでやっておられると聞いております。そして、系統の容量は昼間余っておりませんで、昼間は発電できない、夜だけ発電できるというふうに聞いております。

○武田委員　民間ですが、九州電力さんとうまくいかずに全量を買っていただけない状態であったりとか、あと水路の修復等々、大分お金もかかって、今苦勞していらっしゃるみたいなんですよね。大束の芋畑は、皆さんも御存じのとおり、水がないのでハウス等の施設園芸ができない状態で、芋しかできないので芋を一生懸命頑張っている状態なんですけれども、——今、芋を一生懸命農政のほうで取り組んでもらっているんですが、10年後、20年後を考えると、うまく畑かん事業のようなものもできないかと思っているところで——せっかく小水力発電所が稼働していても、24時間体制で売電ができない状態であれば、休んでいる間の電力をうまく具合に活用できないかとかいろいろ考えているところですので、また皆様のお知恵をお借りしたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしておきます。

○満行委員長　要望でよろしいですか。

○武田委員　はい。

○井本委員　一つ。この木質バイオマスなんだけれども、燃料が安定的に供給されないといけないということは分かるんだけど、本来、基本的に環境を守るためにバイオマスが出てきたわけだから、工場を有するために木を切る、ということになったら主客転倒だと思うんだよね。どの辺まで木を切っていいかというのは、はっきり出ているわけですか。

○有山山村・木材振興課長　木質バイオマスの利用量の目標は、森林林業の長期計画でいきま

すと、令和2年に42万生トンとなっております。一昨年、平成30年の実績は、資料の3ページの中段に書いてございますように、50万6,000生トンであることから、既に目標値を少し上回っているような状況でございます。

○井本委員　毎年、新しい木材が生まれるわけだね。それは切っても、恐らく現状維持ということになるからいいと思うんだけど、その辺も考慮して、四十何万トンという数字は出ているわけですか。

○有山山村・木材振興課長　前回の森林林業の長期計画の目標数値につきましては、その時点の森林資源の量とか経済活動の規模を予想しまして、その需要にも合った形でどのぐらい使われるかといったところから算出していると思われるんですけれども、今現在、森林林業長期計画は、ちょうど見直しの時期でもございますので、委員御指摘の点も踏まえて、今後の計画に反映していきたいと思えます。

いずれにしても、木質バイオマスをどのような形で使うか——森林資源、山から出てきたものを、まず建築材料といったもので使った後に紙だとかボード類、その先に燃料としての利用が基本にあると思えます。そういった、いわゆるカスケード利用という考えの基に、木質バイオマスの燃料利用については検討していきたいと思えます。

○井本委員　そのとおりですよ。昔ならともかく、今こんなにほかのエネルギーがあるときに、材木を燃やして燃料にするというのは非常に原始的な考えだけれども、最後に使うということが木質バイオマスのありがたさだと思う。

それからもう一つ、基本的なことをお聞きしたいんだけど、いまだもって地球温暖化ではないんだと言う学者たちがいるんだけど、

これはどうなのかね、本当なのかね。誰か分かる人いないかね。

○横山環境森林課長 そのような学者さんがおられることも承知しておりますが、正しいところは私どもも分かりません。

○中野委員 関連です。木質バイオマスの燃料利用量ですが、今稼働している11施設で42万トンの利用目標を既に超えているという話でしたが、今既に11施設と別に8施設が認定されているんですよね。これが全て稼働した場合は、どうなるんですか。

○有山山村・木材振興課長 今、中野委員がおっしゃられているのは、3ページの（1）にありますように、まず、県内の木質バイオマス発電の11施設、そのうちFIT認定を受けているものが8施設あります。また、今後の稼働に向けて、現在9施設、未稼働のFIT認定を既に受けているものがありますが、この9施設が動いた場合の話かと思われれます。これらにつきましては、9施設のうち6施設が、例えば、燃料が輸入ペレットだったり、PKSという輸入ヤシがらといった燃料だったり、発電の規模が小さい40キロワットなどが中心となってございます。

○中野委員 今後、稼働するものは8つと言いましたが、9つあるんですね。しかし、FIT制度に乗っているのは、11施設のうちの8施設ということですよ。この11施設の規模が小さいのやらあるから、今後はいろいろ整理をされていくという説明だったんですかね。

○有山山村・木材振興課長 再度説明申し上げますと、今後の稼働に向けてFIT認定を受けている未稼働の9施設のうちの6施設が輸入ペレットや輸入ヤシがら、また40キロワットぐらいの小規模なものになっておりますので、今後の全体の木材の需給動向を注視していかないと

いけないんですけれども、今、認定している未稼働のものについて懸念するような、そこまでの状況ではないと思っております。

○中野委員 それから、この木質バイオマスの原料は、木そのものから、葉っぱまで全て利用しているんですか。

○有山山村・木材振興課長 枝葉を燃やしてボイラー炊きをしているような状況もございませけれども、間伐された後の林地残材を山から出して、それを利用している未利用材を利用するパターンと、一般的に製材所に入って、製材所でのこくずとか丸太の皮、バークといったものを利用する場合がございます。一概に全部が枝葉ではない、また丸太であるとは言い切れませんが、一般的には先ほど井本委員にお答えしたように、製材で使われない、なかなか利用が難しいC材とかD材とかいう、いわゆるグレードの低い曲がったような丸太や細い丸太が燃料利用されているという状況にございます。

○中野委員 山が痩せるということにはならないですかね。我々が若い頃は、山が痩せると叱られながら、あちこち山の落ち葉を取っていたんですよね。落ち葉とか、そういうもので山は維持されているはずですよ。それを全部燃やしてしまうと大変なことになるなど、その枝葉をどうするんだろうかと思って質問したのですが。

○有山山村・木材振興課長 今、山から木を運び出すときには、山で玉切って枝葉を落としています。その枝葉を全部山から回収してバイオマス利用をしているかというのと、やはりかさばるものなので、そこまではできずに枝葉として残しているわけですから、ある程度の栄養分は山に残っていると考えております。

○山下委員 関連で、ちょっと教えてほしいん

ですが。今、宮崎県の丸太生産量は180万トンぐらいかな、二十数年、日本一だということ——宮崎県の経済なんですけど、市場に出荷される丸太生産量の換算はその立米の数ですか、それとも山で切り倒した全てのものが丸太の換算という算出方法をしているの。

○有山山村・木材振興課長 ちょっと正確ではないかもしれませんが、丸太生産量は素材生産量という言い方なんです。丸太で製材工場とか利用施設に持ってきた量を丸太換算して、200万立方メートルというのが、今29年連続日本一という杉素材生産量の数字になっています。

それと、バイオマス利用のうち、製材工場に入った部分は200万立方メートルに内数としてカウントされるんですけども、今まで間伐されて山に置いていて利用されているものは、また別に、この50万6,000生トンに入っておりますので、素材生産量の内数として、バイオマス燃料利用が全て入っているわけではございません。

バイオマス発電が進んだことによって山から出されるものがあるということで、より山が地域経済に還元しているような形で——山から出されて有価で取引できるようになって地域経済にも貢献しているというような考えですが、先ほど申し上げた目標量と利用量と、そういったものを見ながら、今後の施設については慎重に、県としても判断していかないといけないのかなと思います。

○山下委員 やっぱ我々が数字としてしっかりと確認しておかないといけないのは、宮崎県の山の中で——いわゆる成長の立米数というのが出ていますよね、毎年木材というのはこれぐらいの太りがあるから、材としては幾ら200万、180万立方メートル切ろうが大体の立米数としては、宮崎は、まだ飛躍的に、材の利用量、

全体の利用量というのは伸びていくんですよ。

そして、私たちが感じておかないといけないのは、バイオマスで使われる50万5,000トンをプラスしたものが、宮崎県の木材の搬出になっているんだよということを、ある程度頭に入れておかないといけないということですよ。

もう一つ確認したいんですが、例えば、家の廃材なんかはバイオマスプラントに運ばれているんですか。

○有山山村・木材振興課長 いわゆる建築廃材というものも、バイオマス施設に運ばれているものもございまして、一般的に調達価格が13円になっていまして、未利用材の間伐材とか、山から今まで使われてなかったものについては32円と差別化されており、利用を促進するほうに調達価格が高く設定されているということになっております。

○山下委員 分かりました。

○濱砂委員 関連でいいですか。ちょっと素朴な質問で。未利用材が7,000円、一般木材が4,000円、これは何を指して一般木材なんですか。

○有山山村・木材振興課長 これは、国のほうで定めている、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインにて、適正な間伐、主伐といった山から出されたものは、供給者が証明書を添付して次の利用者に渡すというルールが決まっています。価格としては32円とか、2,000キロワット未満は40円というふうに決まっています。

○濱砂委員 一般木材というのは、どういうものですか。

○川口環境森林部次長（総括） この7,000円と4,000円なんですけど、間伐材等由来の未利用材というものにつきましては——昔、施業計画とっていましたが——経営計画を立てて、これ

からこの森林はどういうふうに維持管理していくかという計画の下に行われた間伐材、これにつきましては、結局、木質バイオマスとして利用、燃焼した場合は32円で売電されますよということになりますけれども、こういった間伐材等由来ということになりますと、これからはちゃんと切って植えて使うという循環する森林だということが、経営計画書を立ててやっていると認められたものでございますので、そういった証明書をつけたものであれば32円で売電されますよと。

そういった循環をしていくということが担保されていないものを一般材扱いとしていますので、これにつきましては24円ということになっております。当然、きちっと循環利用していく、環境に優しい持続的なものであるという経営管理された森林から出された間伐材等につきましては7,000円ということで、そこで差別化されているということでございます。

○有山山村・木材振興課長 すいません、今、環境森林部次長より説明をさせていただいたんですが、適正に管理された山から出された間伐材とか主伐材、これが32円とか、2,000キロワット未満については40円とか、そういった調達価格が有利になっております。先ほど申し上げたことを訂正したいんですけれども、一般木材というのは、一旦、製材工場に入って、——のこくず、皮とかいったものを製材端材と呼んでいますが——そういったものを一般木質材、また、輸入材とか、いわゆるPKS、パームヤシ、ヤシがらといったものもそこに入っております。

○濱砂委員 というと、普通の山にある広葉樹ですよ、カシノキとかシイノキとか、雑林の木材というのは、ここには持ち込めないんですか。

○有山山村・木材振興課長 広葉樹の場合、いわゆる直材、真っすぐな材ではないので山から効率的に出しにくいといった特徴がありまして、山にチップを持って行って細かくして運搬するというのも、なかなか大変なものですから、広葉樹のチップ材というのは、まだまだ使われていないということだと思います。

逆に広葉樹でよく使われるのは製紙なんですけれども、それは、ほぼ輸入に頼っているような状況です。ですので、製紙会社というのは、立地が海に面して立地されているというような状況と承知してございます。

○濱砂委員 今、杉の売価が9,000円程度ですよ。木質バイオマスの場合に未利用材が7,000円ですから、そうすると2,000円しか差がないんですけれども、そんな面倒くさいことをせずに、杉をもう全部出すと。それで持ち込んでも、あまり変わらないような状態になるんじゃないかなと思うんですが。そこにきて、これは間伐材だとか、これは山を切って出した木材だというのが分かるんですか。証明書か何かで分かるようになっているの。

○有山山村・木材振興課長 山から出たものは、間伐材とか主伐材とか見た目だけではなかなか分からないので、伐採業者が証明をつけております。先ほどおっしゃられたように、今までも材価が下がってくると、仕分けするのが面倒くさいから全部発電施設に持っていったほうがいいんじゃないかというふうなことも起きております。

なぜ価格が下がるかということ、木材の需要、住宅需要が落ちているということ。その需要開拓、需要拡大に取り組まないと、なかなか価格回復がされないで、適切に山にお金を戻す、再植林に意欲を高揚させるためには、適正な価

格で取引されるということが大切で、そういった取組を進めていかないといけないと考えております。

○有岡委員 2ページの中でお尋ねしたいんですが、地熱発電は令和4年度に2,000キロワットという計画があるようですが、現在、具体的な計画が進んでいらっしゃるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○横山環境森林課長 具体的に進んでいるものとしては、えびのの尾八重野地域における地熱発電事業がございます。出力2,000キロワット以上でございます。

○有岡委員 2,000キロワットというのが、例えば、大分の杉乃井ホテル、ここは2,000キロワットぐらいの施設を持っているということで、そのぐらいの規模なのかなというふうに思うんですが。大分の九重では農業にも地熱を生かしているということで、本県においては、そういった地熱を利用した農業ということまでは今のところ計画されていないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○東農業経営支援課長 農業での地熱の活用については、今のところ私どもは、そういうものが進んでいる事例としては把握はしていないところでございます。

○有岡委員 以前、門川町の株式会社ひむか野菜光房に行かせてもらいまして、地下水を井戸でくみ上げて、18度の温度でうまく活用しながらやっていたのですが、そういった意味では、水の豊かなところでこういった地熱を利用すると、いろんな可能性があるのかなというふうに思いますので、またぜひ検討いただければと思っております。

○重松委員 2ページに関連して。基本的な話なんですけれども、1,000キロワットというのは、

大体一般家庭において何世帯分になるのか教えていただきたいんですが。

○新穂工務課長 最大出力の1,000キロワットというのは電力機の大きさでございまして量ではございませんので、1日にどれくらい発電できるかというので、ちょっと変わってきます。

○重松委員 量と出力の違いですね。すみません。

○有山山村・木材振興課長 参考までに、環境白書で一般家庭で使われる年間の電力量というのが、3,600キロワットアワーとか4,000キロワットアワーになっておりますので、それで割れば、大体何万世帯分とかそういった計算になるかと思います。

○重松委員 分かりました。それから、導入見込量の合計が245万キロワット、平成30年度の実績では220万キロワットなんですけれども、例えば人口比率では、全国のどのくらいの位置に、宮崎県の自然エネルギーの出力ってあるんでしょうか。

○横山環境森林課長 全国に占める割合というのは、申し訳ございません。

○重松委員 全国での位置付けですね。再生可能エネルギーが、全国においてはこのぐらい宮崎県は進んでいるんだという位置付けが、ちょっと知りたいなと思ひまして。

○横山環境森林課長 資源エネルギー庁が発表しております日本のエネルギー2020、これによりますと、平成29年の日本の総発電量は1兆600キロワットアワー、このうち再生エネルギーが16%ぐらいと言われております。残念ながらその中で宮崎県が占める割合というのは発表されていないところなんです、千葉大学とNPO法人環境エネルギー政策研究所というところが共同研究してございまして、それによりますと、宮崎

は全国で4位ぐらいの位置だと聞いております。

○重松委員 分かりました。さらに推進していただいて、持続可能な再生エネルギーを進めていただきたいと思います。

それから、2ページのイにある省エネルギーの推進の中で、これから省エネ型ライフサイクルをどんどん進めていかないといけません。イベントの開催も重要であると思いますし——環境家計簿というのを、ちょっと説明していただきたいと思います。

○横山環境森林課長 環境家計簿についてのお尋ねでございます。これは、ホームページにアクセスしていただいて、電気の使用量、都市ガス、プロパンガスという、その他の使用量、利用量ですね、これを入力していただきますと、大体CO₂排出量として、どれぐらいを使いましたよというのが自動的に計算される仕組みでございます。

○重松委員 最後ですが、そういう再生可能エネルギーを活用したまちづくりが大事だと思っ
ていまして、福岡市では、すでにエネファームを活用した集合住宅の取組例があります。宮崎県も例えば、水力ですとか太陽光といったいろんな再生可能エネルギーを全部活用したような集合住宅を造っていくことも重要かなというふうに思いまして、もし計画がありましたら、そういうことを進めていただきたいと思いますというふうに思います。これは要望で終わりますけれども、よろしく願いいたします。

○二見委員 私も、省エネルギーについて詳しく教えてほしいなと思ったんですが。今回は、再生可能エネルギーの導入について、いろんな各課における取組だったんですけれども、再生可能エネルギーの生産が増えても、消費電力が増えていけば、あまり意味がないとも思うんで

すが。現在のこの省エネルギーの推進の中で、県は今どういうことを取り組んでいるのか、もうちょっと具体的に教えてもらえないでしょうか。

○横山環境森林課長 省エネルギーの取組に関しましては、事業者、消費者、一般県民向けのセミナーを行いましたり、あるいは、環境情報センターにおきまして、省エネの取組を推進するための講座なども行っているところでございます。

○二見委員 実際、具体的に、県として消費エネルギーの利用を減らすという数値目標とか、そういったものは、今のところないということなんですかね。

○横山環境森林課長 具体的に目標というのはいりません。

○二見委員 今はいろんな家電製品とか、普通に考えれば、古いものを新しいものに替えるだけで、省エネルギーになるんじゃないかなと思うわけですね。だから、再生可能エネルギーの生産量を増やすことも大事だと思うんですけども、エコな環境づくりというのにも必要んじゃないかなというふうに考えるところです。

先日、新型コロナ関係のテレビを見ていたら、国立競技場も造られた隈研吾さんが言われていたんですが、これまでの箱物づくりの建築、これが本当に人類の幸せにつながっていたのかどうかということに疑問を提示しておられました。実際、3密——密閉、密集、密接といわれるように、こういったものが、この箱であるがゆえに起こっているわけですね。一部のところに人を密集させていたと。しかし、これからは外気との交流をつくっていく、箱の中の空間と外の空間がつながっているというようなものが必要んじゃないか——いわゆる、昔の

町家みたいなイメージだと。家の中でも縁側と外をつなげている、窓を開けていけば、ずっと外と空気は入れ替わっているわけですよ。そういう、昔の日本の建築様式よさプラス、今持っている新しい技術の融合というものが、これから一つの大きなポイントになってくるんだというようなことを言われておりました。

だから、今、話を聞いていて、この省エネといますか、住環境等ですね、また、いろんなこれからの建築物とかも出てくると思うんですけども、それについてもエネルギーを使わない施策といますか、そういう取組が今後必要になってくるんじゃないかなと思ったところです。まだそういう検討は全くされていないでしょうから、私もいろいろと調べてから情報を提供できるように調査していきたいなというふうに思っております。いかがでしょうか。今のところは。

○佐野環境森林部長 これまで各委員の皆さんからいろいろな御提案なり御意見いただいたところではありますが、今お二人のおっしゃいましたエネルギー、省エネルギーの観点ですね、これは、持続可能な社会をつくっていく上でも、当然重要なポイントになっております。

この再生可能エネルギー等導入推進計画は、昨年作成したところでありますが、本年度、環境基本計画の見直しを行いますので、そういった中で、——コロナとともに生きるというような状況の変化等もありますので、そういったことをどう踏まえるかというのは、なかなか難しい問題ではあるかと思いますが、御指摘のような点も含めて、いかに持続可能な社会を築けるか——そしてまた、再生可能エネルギーとしては、本県の場合は、日照環境ですとか、全国有数の畜産県、林業県でもありますし、さらに

は降水量が多く再生可能エネルギーの資源が豊富にあるということを生かせる県でもありますので、そういったことを踏まえながら導入を促進していくという形になろうかと思えます。

また一方で、災害等の関係もございます。南海トラフ地震などが懸念されているわけなんですけれども、本県で再生可能エネルギー等を活用するような形で非常時に備えることができるような状況にもなればと。実際に本県は、エネルギー自給率が、平成28年度の数字ですけれども、18.5%ぐらいしかないという状況もございますので、資源をできるだけ生かすような形で、また省エネも進めながら、持続可能な宮崎県であられるように貢献できればというふうに考えております。

○佐藤副委員長 部長、ありがとうございます。

エネルギー問題に関しては、全委員が質問したように、大変興味が高いわけでありまして。ですから、副委員長として思うんですけども、数字も多くあって基準がバラバラなので、もう少し分かりやすく資料を用意し、説明をしていただくといいのかなと思います。せっかくですから、ここでの多くの質問が、聞いた後で納得できる形で終わるようにしていただかないと、どうも分からないまま質問の途中で、まあいいわという感じになる部分があったように思います。

その中で、2点質問させていただきます。県内で発生するブロイラー鶏ふんは全て焼却しているということで、非常にいいことだと思うんですが、牛ふんに関しては、実用化に向けた検討を進めているということで、やはり畜産県で、私の周りでも牛ふんの処理が非常に問題になっています。そこで、今の現状と見通しについて

聞かせていただきたい。

もう一つは、木質バイオマスの件ですが、コロナで木材利用が減少し、それから輸出もストップしたと。木材が余り、単価が9,000円まで下がっているというようなことで先ほど質問がありましたが、その中で、バイオマス発電所の施設が、材料を持て余して稼働をストップしていると。特に、日南の王子製紙辺りが、原料買入をストップしているため、どうにかしてくれと、せっかく今まで材料を出せということで出していたけれども、山に置き去りにせざるを得ないというようなことになっている。そういう業者に対して、ストック場を整備するとかして、平均的に買入れをするように指導してもらいたいというような意見も出ております。そのあたりの現状を把握されているかと思うんですけれども、指導をしていただいて、平均的に仕入れていただき、さらにストップをしないように、値段を下げないようにしなければ——もともと、このバイオマスの目的が、先ほどもありましたが、輸送、運賃などに県から補助も出して、条件不利なところがないように、遠いところからでも材料が集まるようにというような意味でやっているわけですが、それがおかしな形になっているということで、この2点について、教えてください。

○河野畜産振興課長 牛ふんの処理についてでございます。牛ふんにつきましては、今まで堆肥化による農地還元を基本に進めてまいりました。しかしながら、作物の作付面積等の減少、それと近年は、家畜頭数の増という状況がございますので、今後、焼却について検討をしてまいります。

ただ、この焼却においては課題がございます。牛ふんの焼却における課題といたしますのは、ま

ず、鶏ふんに比べると非常に水分が多いという部分がございます。今現在、鶏ふんは燃やすために50%以下の水分に調整しており、鶏ふん自体は大体乾いているんですけども、牛ふんの場合は水分が非常に高いということで、やはり50%以下に調整する必要があるという課題がございます。

それと、牛ふんは燃えるときの溶解温度が低いということで、焼却炉内での焼却灰が炉内に付着する可能性が高いということが研究者の方から言われております。

そこで、焼却について、牛ふん単独で焼却する場合と、今現在、鶏ふんを燃やしておりますが、鶏ふんと混ぜて燃やすとどうなるか、その割合がどれが一番いいのかとか、そのような実証調査が必要であるという課題がございますので、今年度から、4ページの資料の1番、(3)の下の方にあります、畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業というものに取り組みさせていただきます。

この事業の中で、熱量測定とか焼却ボイラー等の設計なりそういうものを、民間企業のテストプラント等において実証調査、試験を行う予定としており、そのための協議会も、今年度立ち上げることにしております。

また、燃やせば灰が出ますので、その焼却灰の利活用についても、どのように使っていくのか、そして牛ふんの収集、運搬体制、これについても、地域によって課題がございますので、それについても併せて検討してまいりたいと考えております。

○有山山村・木材振興課長 木質バイオマス発電の原木の受入れについて、今、発電施設の聞き取りなどを行っていますが、制限しているとか、または一方で制限していないと答える施設

もあったんですけれども、そのような状況になってきてございます。

というのも、バイオマス発電では普通なら製材工場に行く材料、B材まで入ってきているような状況になってきております。輸出は止まっていらないんですけれども、今後の建築需要がなかなか不透明で、コロナの影響で景気悪化に伴い、建築需要が少なくなってくるという予測の下で、製材工場もいっぱいです。持っていく先がなかなか見つからずにバイオマス発電に来ているんだと考えております。

そういった中で、4月補正で議会にもお諮りしたセーフティネット機能強化事業の中で、緊急連絡会議ということで、今、国や県では、こういった支援策がありますということをお伝えして、何とか雇用の維持につなげ、出材を抑制する取組をしていく。需要拡大についてはこの議会をお願いをしておりますけれども、需要拡大の取組だけではなくて、一方で実際の建築、住宅の状況を山側にもお伝えして供給を少し調整していただく——来週にも2回目の緊急連絡会議やるんですけれども——そういった形で山側の素材生産を行っている事業者に対してお伝えしまして、国の森林整備事業とともに、県のほうでも山の暮らしを守る森林整備支援事業ということで、そういった雇用を守るということも講じながらやっていきたいと考えております。今現在、アンケート調査を行っておりますけれども、現時点で素材生産業者、木材加工業者ともに5割弱が既に経営が悪化しているというような回答があり、また、経営悪化に伴う利益の減少により、素材生産業者、木材加工業者ともに6割が赤字に転落したと回答しております。こういった深刻な状況のもとで供給がなかなか止まってこない、さらに原木価格が下落して

しまうということにもなりかねないので、供給をできるだけ抑えてもらうような形での雇用対策として、今後、委員の皆さんと御相談させていただきますこともあるかもしれませんが、そのような対策を講じていきたいと考えております。

○佐藤副委員長 牛ふんについては、水分量が高いというのは、もう昔から言われていますし、それが課題というのは分かっているんですが、木材も水分が多いんですよ。木材も半分以上が水分ですが、それを乾燥させてチップ化しているわけですから、この牛ふんも、水分を除く、もしくは何かと混種をする、極端に言えば、木材と混ぜて燃やすとか、そういう発電所を造るとかですね。極端な考え方ですけども、そういう具合にしないと、畜産県である宮崎県の牛ふんの処理問題については解決しない、水分が多いからと言うけれども、水分は飛ばせば乾くわけですから、その辺りは必要かなと思います。

それから、木材の件ですけども、このバイオマス発電含めて、素材業者には規模拡大をさせているわけですよ。補助を出して、機械を買わせ、それからトラックも買わせているわけですよ。そこに来て木材価格が下がる、仕事がないというようなことですから、その辺りのバランスも、しっかり考えるべきであろうと。バイオマス発電所の原料置場がなければ、原料置場を造らせるとかして原料をしっかり確保させる。そういうふうにして、山から木材が出る流れを止めないようにする。

もしくは、今言われた素材生産だけに特化していた業者を、素材生産をせずに再造林、極端に言ったら、切った人が植えていく——米は刈った人が田植えもしてやっていくわけですから

——木材業者も木を切るんだから木を植えろという形で植林、さらにはそれを再造林していく、下刈りもしていくというような形をしっかりとっていくことが素材業者だと、林業事業者だと、それはもう前々から言われていますが、それを徹底してやっていく良い機会なのかなと。そこに対する施策を行う必要があるのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○満行委員長 要望でよろしいですか。

○佐藤副委員長 はい。

○満行委員長 時間が来ていますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 では、ここで質疑を終わりたいと思います。執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時、休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時37分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、協議事項（1）の県内調査についてであります。

まず7月28日から29日に実施予定の県南調査ですが、資料1を御覧ください。前回の委員会におきまして、県内調査につきましては正副委員長に御一任いただいたところですが、日南市、鹿児島県大崎町、小林市、県立飯野高校という日程になっています。それぞれここに書いてある目的のとおり行いたいと思っておりますが、県内調査につきましては、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できれば、この案で御了承いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により、若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任いただきますようお願いいたします。

なお、調査時の服装につきましては、夏季軽装にてお願いいたします。

続きまして、8月25日から26日に実施予定の県北調査についてであります。次回の委員会は、7月21日に開催予定であり、そこから県北地区の調査まであまり時間がないため、早めに調査先を選定しておく必要があります。そのため、正副委員長でも調査事項を踏まえた調査先をあらかじめ検討しているところです。

佐藤副委員長は県北出身ですので、五ヶ瀬町の夕日の里づくり推進会議、高千穂町のNPO法人一滴の会などの調査を検討しているところでございます。今申し上げました内容も含め、県北調査について御意見や御要望等があれば、お伺いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

○佐藤副委員長 夕日の里は、桑野内地区で非常に頑張っておられる地域で、一番五ヶ瀬の北側、ワイナリーもあります。一滴の会は、空き家対策で結構有名ですけれども、県外移住者とか、Iターンとかも受け入れたりしているところです。去年も聞きましたけれども、その後、またさらに進化しているようでありますので、一応提案として。

○満行委員長 休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

○満行委員長 再開します。

それでは、県北調査の内容につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのような形で準備させていただきます。

次に、協議事項（2）の県外調査についてであります。実施予定時期は、10月12日から14日と、少し先ですが、現時点で御意見御要望があれば、お伺いしたいと思います。何がございませぬでしょうか。

休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時45分再開

○満行委員長 では、再開します。

ただいまの御意見を参考にさせていただき、準備を進めさせていただきたいと思いますが、具体的な調査先の選定については、正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 ありがとうございます。では、そのような形で進めさせていただきます。

次に、協議事項（3）の次回委員会についてであります。次回委員会につきましては、7月21日火曜日に開催を予定しております。次回の委員会の執行部への説明資料要求について、何か御意見や御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 ないようですので、最後に協議事項（4）のその他で委員の皆様から何かございませぬでしょうか。

休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時51分再開

○満行委員長 では、委員会を再開します。

皆さん方に聞きました要望、書記と正副委員長で協議させていただきたいと思います。

今回の委員会は、7月21日火曜日午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終わります。御苦勞さまでした。

午前11時52分閉会

署 名

持続可能な地域づくり対策特別委員会委員長 満行 潤一

